# 『事業承継の安心手引（平成 26 年度版）』（第 1 刷）
# 記載数値等の一部変更について

財産評価基本通達の一部改正（国税庁長官・平成 26 年 4 月 2 日）により、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得した非上場株式の評価について、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の計算に使用する数値が 42%から 40%に変更になりました。

それに伴い、本小冊子の数値も以下の通り変更になりますのでお知らせ致します。

| 該当頁 | 該当箇所 | 変更内容 |
|---|---|---|
| p.9<br>（実例 1） | (1)対策の仕組みとメリット<br>図右 | 42%→40%に変更 |
| | (1)対策の仕組みとメリット<br>下枠の 2 行目 | 42%→40%に変更 |
| | (1)対策の仕組みとメリット<br>下枠の 4 行目 | 42%→40%に変更し、<br>4 行目の最後に、「(平成 26 年 4 月 1 日以降)」を追加 |
| p.35<br>（特別事例 2） | (1)対策の仕組みとメリット<br>1 行目 | 42%→40%に変更 |
| p.40<br>（前提･基本 1①） | 4 純資産価額の計算<br>(1)計算方法－枠中 | 42%→40%に変更 |
| | (1)計算方法－(※2) | 42%→40%に変更 |
| | (1)計算方法－(※2) | 最終行に以下の文を追加。<br>「平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得された自社株については、42%で計算し、平成 26 年 4 月 1 日以降に取得されたものは、40%で計算する。」 |
| p.41<br>（前提･基本 1①） | (2)イメージ図－図中 | 42%→40%に変更 |
| p.43<br>（前提･基本 1②） | 1 非上場株式の適正価額<br>(2)法人税法基本通達－③ | 42%→40%に変更 |
| | (3)所得税法基本通達－④ | 42%→40%に変更 |